

兵庫県営林道占用許可等事務取扱要領

昭和54年10月1日付け治第599号
最終改正 令和6年2月21日付け林第2411号

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県営林道維持管理要綱（以下「要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、森林基幹道敷地（以下「林道敷」という。）に係る占用の許可又は管理者以外の者が行う工事の承認に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(占用許可の要件)

第2 林道敷の占用の許可（以下「占用許可」という。）は、林道の保全上支障のないものであり、かつ、必要最小限度の範囲に限るものとする。

(占用許可書の交付)

第3 要綱第2条に規定する管理者（以下「管理者」という。）は、占用許可をしたときは、林道占用許可書（様式第1-1号、様式第1-2号）を当該許可申請した者に交付するものとする。

(占用許可の期間)

第4 占用許可の期間は、5年以内とする。ただし、電気、通信、ガス及び水道事業の施設については、10年以内とすることができる。

(占用期間の更新)

第5 占用許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占用許可の期間満了後において引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の30日前までに、要綱第7条に定める林道占用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(占用料の免除)

第6 次に掲げる占用物件に係る占用料については、使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第3条の規定により、その全額を免除する。

- (1) 林道の開設の際に現に存する施設
- (2) 林業の用に供する施設
- (3) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の行う事業に係るもの
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (6) 街灯（広告物を添加しないもの）、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場
- (7) かんがい排水施設その他の農地の保全上又は利用上必要な施設
- (8) 沿道の土地から道路に出入りするための通路施設
- (9) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化

又は公衆の利便に著しく寄与する物件

(10) 前各号に掲げるもののほか、占用料を徴収することが公益上適当でないと管理者が認めるもの

(占用料の徴収の時期)

第7 占用料は、占用を許可した際に徴収するものとし、当該占用許可の期間が年度をまたぐときは、翌年度以降の占用料は、当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。

(占用許可の表示)

第8 占用者は、占用許可を受けた期間中においては、次の事項を記載した標柱（別図）を当該占用に係る場所に設置しなければならない。ただし、標柱を設置することが困難な場合又は不適当な場合は、この限りでない。

- (1) 占用の目的
- (2) 占用の期間
- (3) 占用の内容
- (4) 占用の許可指令番号
- (5) 占用者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(林道掘削許可の手続)

第9 占用者は、占用許可を受けた期間中において、当該占用物の維持管理のために必要な掘削を行う場合、林道掘削許可申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、林道掘削許可をしたときは、林道掘削許可書（様式第3号）を当該許可申請した者に交付するものとする。

(林道占用廃止届)

第10 占用者は、林道敷の占用を廃止するときは、林道占用廃止届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の林道占用廃止届の提出があったときは、林道敷が原状回復されているかどうかについて、確認しなければならない。

(原状回復)

第11 占用者は、当該占用を廃止する場合は、占用している工作物、物件又は施設を除去し、林道敷を原状に回復しなければならない。

(占用権の譲渡及び承継)

第12 占用者は、管理者の許可を受けなければ、その権利を他人に譲渡することができない。

2 占用者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該占用者の権利を承継するものとする。

3 第1項の許可を受けようとする者は、林道占用権譲渡許可申請書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、林道占用権譲渡許可をしたときは、林道占用権譲渡許可書（様式第6号）を当該許可申請した者に交付するものとする。

5 第2項の規定により占用者の権利を承継した者は、林道占用権承継届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

(占有許可台帳の整備)

第13 管理者は、占有許可をした場合は、林道占有許可台帳(様式第8号)を路線ごとに作成し、保管しなければならない。

(工事施行承認の要件)

第14 管理者以外の者が、林道敷で工事を施行する場合の承認(以下「工事施行承認」という。)は、林道敷の管理上又は通行上支障がない場合に限るものとする。

(工事施行承認書の交付)

第15 管理者は、工事施行承認をしたときは、工事施行承認書(様式第9号)を当該工事施行承認申請した者に交付するものとする。

(工事施行承認の表示)

第16 工事を伴う第3の占有許可を受けた者、第9の林道掘削許可を受けた者又は第15の工事施行承認を受けた者(以下「施行者」という。)は、工事の期間中、工事施行標示板(様式第10号)を当該工事を施行する箇所に設置しなければならない。

(工事に関する届出)

第17 施行者は、工事に着手しようとするときは、工事着手届(様式第11号)を管理者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 施行者は、工事完了後、直ちに工事完了届(様式第11号)を管理者に提出し、確認を受けなければならない。

(工事完了の確認)

第18 管理者は、前項の工事完了届が提出されたときは、工事が申請どおり実施されているかどうかについて、確認しなければならない。

(工事施行承認台帳の整備)

第19 管理者は、工事施行承認をした場合は、工事施行承認台帳(様式第12号)を路線ごとに作成し、保管しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成10年4月1日から適用する。(一部改正)
- 3 この要領は、平成14年4月12日から適用する。(一部改正)
- 4 この要領は、平成14年12月17日から適用する。(一部改正)
- 5 この要領は、平成17年12月1日から適用する。(一部改正)
- 6 この要領は、平成18年4月1日から適用する。(一部改正)
- 7 この要領は、平成21年4月1日から適用する。(一部改正)
- 8 この要領は、平成22年4月1日から適用する。(一部改正)
- 9 この要領は、平成28年4月1日から適用する。(一部改正)
- 10 この要領は、令和3年4月1日から適用する。(一部改正)
- 11 この要領は、令和6年4月1日から適用する。(一部改正)

林道占用許可書

兵庫県指令 第 号

住所 _____
氏名 _____

令和 年 月 日付で、申請のあった林道の占用については、下記の条件を付して許可します。

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 〇〇〇〇 印

記

- 1 占用の目的
- 2 占用の場所
路線名 線 (工区 km 付近)
箇所 市・郡 町 (大字) 字 番地
- 3 占用の内容
- 4 占用の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 5 占用料は、 円とし、別に発行する納入通知書により納入期限内に納付すること。
(占用料は免除する。)
- 6 占有者は、林道の構造の保全及び通行の安全並びに環境との調和に努めること。
- 7 占有に伴い林道工作物の一部をき損したとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、管理者に報告するとともに、申請者の責任において賠償すること。
- 8 占有者が許可条件に違反したとき又は県において必要があると認めるときは、占有許可を取り消し、又は変更することがある。この場合は占有者の負担において林道敷を原状に回復すること。
- 9 占有が終了し、又は占有許可の取消しがあった場合において、占有期間中に占有者が物件に投じた費用があっても、県は、これら一切の費用に対し補償しない。
- 10 占有者は、占有許可を受けた期間中、別図により占有許可標柱を当該占有に係る場所に設置すること。
- 11 占有物の維持管理のために必要な掘削を行う場合、林道掘削許可申請書 (様式第 2 号) を管理者に提出すること。
- 12 占有期間が満了し、廃止するときは、占有者において原状に回復し、林道占用廃止届 (様式第 4 号) を管理者に提出すること。
- 13 占有期間が満了し、引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の 30 日前までに、林道占用許可申請書を管理者に提出すること。
- 14 申請内容に変更が生じた場合、速やかに管理者に報告し指示を受けること。
※その他必要事項を案件に応じて記入する。

様式第 1 - 2 号 (第 3 関係)

【工事施行承認の内容を付加した占用許可】
林道占用許可書

兵庫県指令 第 号

住所 _____
氏名 _____

令和 年 月 日付で、申請のあった林道の占用については、下記の条件を付して許可します。

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 〇〇〇〇 印

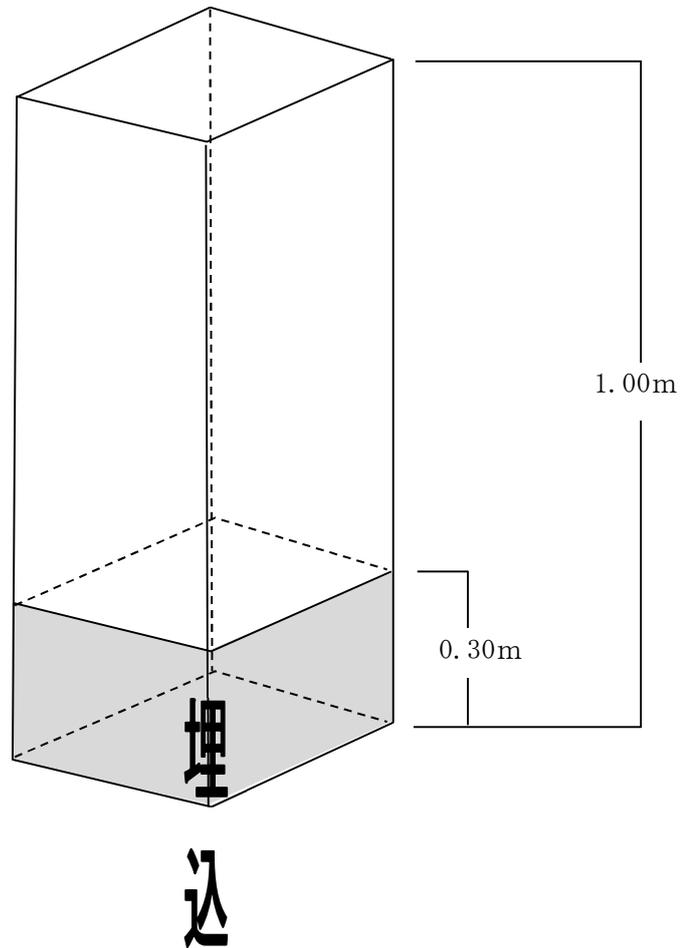
記

- 1 占用の目的
- 2 占用の場所
路線名 線 (工区 km 付近)
箇所 市・郡 町 (大字) 字 番地
- 3 占用の内容
- 4 占用の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 5 工事の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 6 占用料は、 円とし、別に発行する納入通知書により納入期限内に納付すること。
(占用料は免除する。)
- 7 占用者は、林道の構造の保全及び通行の安全並びに環境との調和に努めること。
- 8 占用に伴い林道工作物の一部をき損したとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、管理者に報告するとともに、申請書の責任において賠償すること。
- 9 占用者が許可条件に違反したとき又は県において必要があると認めるときは、占用許可を取り消し、又は変更することがある。この場合は占用者の負担において林道敷を原状に回復すること。
- 10 占用が終了し、又は占用許可の取消しがあった場合において、占用期間中に占用者が物件に投じた費用があっても、県は、これら一切の費用に対し補償しない。
- 11 他の法令等に定められた手続を完了した後、工事に着手すること。
- 12 占用者は、許可を受けた工事の期間中、工事施行標示板 (様式第 10 号) を当該工事に係る場所に設置すること。
- 13 占用者は、工事に着手するとき又は工事が完了したときは、速やかに工事着手・完了届 (様式第 11 号) を管理者に提出すること。
- 14 占用者は、占用許可を受けた期間中、別図により占用許可標柱を当該占用に係る場所に設置すること。
- 15 占用物の維持管理のために必要な掘削を行う場合、林道掘削許可申請書 (様式第 2 号) を管理者に提出すること。
- 16 占用期間が満了し、廃止するときは、占用者において原状に回復し、林道占用廃止届 (様式第 4 号) を管理者に提出すること。
- 17 占用期間が満了し、引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の 30 日前までに、林道占用許可申請書を管理者に提出すること。
- 18 申請内容に変更が生じた場合、速やかに管理者に報告し指示を受けること。

※その他必要事項を案件に応じて記入する。

別図（第8関係）

標 柱



仕様

10センチメートル以上の正角とし、白ペンキを下塗りし、黒ペンキ仕上げする。
天端に雨水が滞留しないよう、勾配を設けること。

※ 記入事項（四面に記入する）

- (1) 占用の目的
- (2) 占用の期間
- (3) 占用の内容
- (4) 占用の許可指令年月日
- (5) 占用者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様式第2号（第9関係）

林道掘削許可申請書

兵庫県〇〇県民局長 様

令和 年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () - _____
電子メール _____

次のとおり林道占用地の掘削許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

既許可年月日	令和 年 月 日	
既許可指令番号	兵庫県指令 第 号	
掘削の目的		
掘削の場所	路線名	(工区 線 km 付近)
	箇所	市・郡 町(大字) 字 地内
掘削の面積	m ²	
工事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
工事の主たる工種		
道路の復旧方法		
摘要		
添付図面	1 位置図、平面図 2 施設又は工作物の構造図 3 その他	

林道掘削許可書

兵庫県指令 第 号

住所

氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった林道の掘削については、下記の条件を付して承認します。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 〇〇〇〇 印

記

- 掘削の目的
- 掘削の場所
路線名 線（ 工区 km 付近）
箇所 市・郡 町（大字） 字 地内
- 掘削の面積
- 工事の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 工事施行者は、林道の構造の保全及び通行の安全に努めること。
- 工事施行に伴い林道工作物の一部をき損したとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、申請者の責任において賠償すること。
- 工事施行者が許可条件に違反したとき又は県において必要があると認めるときは、掘削許可を取り消し、又は変更することがある。この場合は、施行者の負担において、林道敷を原状に回復すること。
- 掘削許可の取消しがあった場合において、その物件に投じた費用があっても、県は、これら一切の費用に対し補償しない。
- 工事施行者は、許可を受けた工事の期間中、工事施行標示板（様式第10号）を当該工事に係る場所に設置すること。
- 工事施行者は、工事に着手するとき又は工事が完了したときは、速やかに工事着手・完了届（様式第11号）を管理者に提出すること。
- 申請内容に変更が生じたときは、速やかに管理者に報告し指示を受けること。
※その他必要事項を案件に応じて記入する。

様式第4号 (第10関係)

林道占用廃止届

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____
電子メール _____

許可を受けている林道の占用許可を次のとおり廃止するので、届け出ます。

許可年月日	令和 年 月 日	
許可指令番号	兵庫県指令 第 号	
占用の目的		
占用の場所	路線名	(工区 線 km 付近)
	箇所	市・郡 町 (大字) 字 番地内
占用の内容	構造	
	面積	m ²
	数量	個・本・m ³ ・m ² ・m・その他 ()
占用廃止年月日	令和 年 月 日	
占用廃止理由		
原状回復方法		
その他参考事項		

※ 原状回復状況写真を添付すること。

林道占用権譲渡許可申請書

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

譲渡人

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () - _____
電子メール _____

譲受人

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () - _____
電子メール _____

次のとおり権利譲渡の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可年月日	令和 年 月 日
許可指令番号	兵庫県指令 第 号
権利譲渡年月日	令和 年 月 日
その他参考事項	

※ 許可書（写し）を添付すること。

様式第6号（第12の4関係）

林道占用権譲渡許可書

兵庫県指令 第 号

住所
氏名

令和 年 月 日付で、申請のあった林道占用権の譲渡については、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 〇〇〇〇 印

記

- 1 前回の許可条件を遵守すること。
※その他必要事項を案件に応じて記入する。

様式第7号（第12の5関係）

林道占用権承継届

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

承継人

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () - _____

電子メール _____

次のとおり地位承継したので、届け出ます。

許可年月日	令和 年 月 日
許可指令番号	兵庫県指令 第 号
地位承継年月日	令和 年 月 日
被承継人	住所 氏名
その他参考事項	

※ 前回許可書（写し）を添付すること。

工事施行承認書

兵庫県指令 第 号

住所 _____
氏名 _____

令和 年 月 日付けで申請のあった林道の工事施行については、下記の条件を付して承認します。

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 〇〇〇〇 印

記

- 1 工事の目的
- 2 工事の場所 路線名 線（ 工区 km 付近）
箇所 市・郡 町（大字） 字 地内
- 3 工事の内容
- 4 工事の期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 5 工事施行者は、林道の構造の保全及び通行の安全に努めること。
- 6 工事施行に伴い林道工作物の一部をき損したとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、申請者の責任において賠償すること。
- 7 工事施行者が許可条件に違反したとき又は県において必要があるときは、施行承認を取り消し、又は変更することがある。この場合は、施行者の負担において、林道敷を原状に回復すること。
- 8 施行承認の取消しがあった場合において、その物件に投じた費用があっても、県は、これら一切の費用に対し補償しない。
- 9 他の法令等に定められた手続を完了した後、工事に着手すること。
- 10 工事施行者は、許可を受けた工事の期間中、工事施行標示板（様式第10号）を当該工事に係る場所に設置すること。
- 11 工事施行者は、工事に着手するとき又は工事が完了したときは、速やかに工事着手・完了届（様式第11号）を管理者に提出すること。
- 12 申請内容に変更が生じた場合、速やかに管理者に報告し指示を受けること。
※その他必要事項を案件に応じて記入する。

様式第 10 号 (第 16 関係)

420 mm以上	
工事施行標示板	
占有許可指令番号・ 工事施行承認指令番号 ・掘削許可指令番号	
工 事 期 間	
施行者住所・氏名	(連絡先電話番号)
摘 要 (事業者住所、氏名)	(連絡先電話番号)

297 mm以上

※サイズは、A3版以上とする。

様式第 11 号 (第 17 関係)

工 事 $\left(\begin{array}{c} \text{着 手} \\ \text{完 了} \end{array} \right)$ 届

令和 年 月 日

兵庫県〇〇県民局長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 (_____) _____
電子メール _____

令和 年 月 日付け 兵庫県指令 第 _____ 号をもって承認のあった

工事について $\left(\begin{array}{c} \text{着 工} \\ \text{完 了} \end{array} \right)$ しま $\left(\begin{array}{c} \text{す} \\ \text{した} \end{array} \right)$ ので、届け出ます。

1 許可指令番号	兵庫県指令 第 _____ 号
2 工事の場所	路線名 _____ 線 (_____ 工区 _____ km 付近)
	市・郡 _____ 町 (大字) _____ 字 _____ 番地内
3 工事の目的	
4 工事の $\left(\begin{array}{c} \text{着 工} \\ \text{完 了} \end{array} \right)$ 年月日	令和 年 月 日
5 工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
6 そ の 他	

- (1) 着手届においては、工事業者名及び担当者連絡先、工程表を添付すること。
- (2) 完了届においては、工事完了写真を添付すること。

